**尼崎市立下坂部小学校水泳授業指導業務**

**委託事業者募集要項**

**令和７年２月１２日**

**尼崎市教育委員会**

**保健体育課**

**１　事業の目的**

　　現在、尼崎市立下坂部小学校（以下「当該校」という。）における学校水泳指導に関しては、年間10時間程度の授業時間を確保し実施していますが、当該校のプール施設が築60年を越え施設の老朽化が課題となっています。また、当該校の校舎改築により、自校での水泳指導を行うことができない状況にあります。

　　このことから、水泳指導等を業務委託することにより、民間施設の屋内プール施設を使用し当該校の水泳指導の時間を確保すること、効果的で安全な水泳指導に資すること、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績等を活用し教員の指導力向上を図ることを目的に委託するものです。

　　また、令和８年度以降の尼崎市における小学校水泳指導の民間施設活用の検討に向けて、令和７年度は当該校において実施します。

**２　委託業務の概要**

（１）　業務名　　　　尼崎市立下坂部小学校水泳授業指導業務

（２）　業務内容　　　　業務委託仕様書のとおり

（３）　履行期間　　　　令和７年４月１日～令和８年２月２８日

（４）　 履行場所　　　　受託者が提供する屋内プール施設（以下「プール施設」という。）

（５）　契約方法　　　　公募型プロポーザル方式による随意契約

　　　　　　　　　　　　合格基準点は300以上とし、提案事業者が１者の場合であっても、審査の結果合格基準点に達していれば委託予定者とします。

（６）　提案限度価格　　　　8,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

　　　　　　　　　　　※上記金額は予定価格であり、その範囲内で提案のあった企画に基づいて業者を選定する。契約金額については、業者決定後、内容の詳細について本市と協議及び調整をする中で予算の範囲内で決定する。なお提案限度額は予算額と同額とは限らない。

**３　委託事業者の選定方法及び選定事業者数**

（１）　尼崎市学校水泳指導民間施設活用モデル事業業務委託の契約予定者として、１事業者を選定する。

（２）　本業務を実施するにあたっては、専門知識や技術力、提案力を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーサル方式による選定を行う。

**４　応募資格及び応募制限**

次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

（１）　法人格を有する企業または団体であること。

（２）　本市の指定する仕様に基づく指導員が水泳指導することができること。

（３）　納税義務を履行していること。

（４）　次に掲げる者でないこと。

ア　尼崎市から入札参加停止の措置を受けている者

イ　会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者

ウ　地方自治法施行令第１６７条の４に規定する事項に該当する者

エ　自己又は自社の社員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に揚げる者がその経営に実質的に関与していること

a　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

　　 ｂ　尼崎市暴力団排除条例第２条第４項に規定する暴力団密接関係者

　　 ｃ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号のいずれかに該当する者

※応募資格の基準は令和７年２月１日現在とする。

**５　募集等のスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集要項公表 | 令和７年２月１２日（水） |
| 質問の受付期間 | 令和７年２月１２日（水）～  令和７年２月１８日（火）午後１時 |
| 質問への回答 | 令和７年２月１９日（水）目途 |
| 応募申請書提出期限 | 令和７年２月２1日（金）午後５時 |
| 企画提案書提出期限 | 令和７年２月２５日（火）午後５時 |
| プレゼンテーション審査 | 令和７年３月１２日（水）午後 |
| 結果通知 | 令和７年３月中旬 |
| 令和７年度契約締結 | 審査結果通知後速やかに |

**６　提出書類等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募書類名 | 内容等 | 部数 |
| 1. 応募申請書 | 様式１ | １部 |
| 1. 添付資料   ＊尼崎市の競争入札資格者（令和６・７年度名簿登載者）であれば不要 | 詳細は様式１を参照 | １部 |
| 1. 企画提案書 | 「１０ イ 評価基準」や「尼崎市立下坂部小学校水泳授業指導業務委託仕様書」に基づき作成すること。 | 正　１部  副　９部  Ａ４縦長(両面)  上限３枚 |
| 1. 見積書（任意様式） | 見積額には消費税額及び地方税額を含んでください。 | 正　１部 |

**７　募集要項に関する質問及び回答**

（１）　質問の提出方法

　　　　質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、下記電子メールあてに、件名「尼崎市立下坂部小学校水泳授業指導業務委託に係る質問」と入力のうえ質問すること。

　　　　電子メール　ama-gakkohoken@city.amagasaki.hyogo.jp

（２）　受付期間

　　　　令和７年２月１２日(水）～２月１８日(火)※午後１時必着

（３）　回答日等

　　　　質問に対する回答は２月１９日(水)を目途にホームページで公開する。

**８　応募申請書の提出期限等**

（１）　受付期間　　　令和７年２月１２日（水）～２月２０日（木）

（２）　提出期限　　　令和７年２月２１日（金）午後５時必着(時間厳守)

（３）　提出方法　　　持参または郵送（必着）

（４）　提出先　　　尼崎市教育委員会事務局　保健体育課

　　　　　　　 　　（尼崎市教育・障害福祉センター３階）

〒661-0024　兵庫県尼崎市三反田町1丁目1番1号

（５）　辞退届　　　　応募申請提出後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式２）を提出すること。

**９　企画提案書等の提出期限等**

（１）　応募期間　　　令和７年２月１２日（水）～令和７年２月２５日(火）

（２）　提出期限　　　令和７年２月２５日（火）午後５時まで(時間厳守)

（３）　提出方法　　　持参または郵送（必着）

（４）　提出先　　　尼崎市教育委員会事務局　保健体育課

　　　　　　　 　　（尼崎市教育・障害福祉センター３階）

〒661-0024　兵庫県尼崎市三反田町1丁目1番1号

（５）　辞退届　　　企画提案書提出後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式２）を提出すること。

**10　審査方法**

企画提案書などの提出書類及びプレゼンテーション(ヒアリングを含む。）の内容をもとに業者選定会議が選定基準に基づき審査・評価し、選考する。

（１）　プレゼンテーション審査

　　　ア　プレゼンテーションの概要

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 令和７年３月１２日（水）午後　※予定  (場所、時間等詳細については、別途通知する。） |
| 内容等 | 提出した企画提案書に基づき発表を行い、発表後、質疑応答を行う。(発表時間：２０分・質疑応答：２０分) |
| 出席者数 | ３人以内(必ず業務責任者(予定)を出席させること。） |
| その他 | 発表にパワーポイント（PowerPoint）を使用することを認める。  パワーポイントを使用する場合は本市に連絡し、パソコンを持参する。（液晶プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。） |

イ　評価基準

（ア）　下表の評価基準に基づいて採点し、合計点を算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 主な評価の観点 |
| 事業者の実績 | 業務実績 | ・これまでに、小・中学校の水泳指導に関する事業に関わった経験があるか  ・子どもを対象とした類似の事業に関わったことがあるか |
| 指導体制 | 配置予定指導員の実績・能力等 | ・業務遂行上、有用な資格を有しているか。（以下はあくまでも例）  ○（公財）日本スポーツ協会公認「水泳教師・水泳上級教師」  ○（公財）日本水泳連盟公認「基礎水泳指導員」  ○（一社）日本スイミングクラブ協会認定「水泳インストラクター」  ○（一社）日本パラ水泳連盟「JPSF公認障がい者水泳指導員」  ・配置予定従事者がこれまでに、小・中学校の水泳指導に関する事業や、子どもを対象とする事業に関わったことがあるか  ・指導員の不適切な指導等の防止に対する方策がとられているか |
| 指導実施におけるマネジメント | ・効果的で安全な指導計画を立案できる体制と具体的な方策がとられているか  ・運営スタッフの協力・連携など円滑な指導が実施できる方策がとられているか |
|  | 水泳授業提案・指導年間スケジュール | ・学習指導要領等を踏まえ、仕様書に基づいた効果的な運営体制が提案されているか。  ・学習指導要領等を踏まえた、計画的な授業スケジュールが図られているか。 |
| 安全管理 | 指導における安全管理、けが・事故・緊急事態発生時の対応 | ・児童が安全に水泳授業を行うことができる適切な方策がとられているか  ・運営スタッフの安全管理に関する取組はあるか  ・適切な、けが・事故発生等の緊急時の対応に関する方策がとられているか |
| コンプライアンス | ・法令遵守の方針と方策が適切に作成されているか  ・情報の管理及び保護に関する対策が適切にとられているか  ・参加児童に関する個人情報書類の管理・活用の方策が適切にとられているか |
| 運営体制 | 事業者の体制 | ・事業者の運営体制や業務分担が適切に構築されているか  ・学校との連携や信頼関係構築のための方策がとられているか |
| 移動手段の確保 | 授業に参加する全児童及び教職員の移動手段及び安全な乗降場所の確保ができているか。 |
| 実施に関する場所 | ・指導場所や指導に関する用具は学校水泳指導を行うために適切であるか。（更衣室等を含む） |
| 価格 | | 本業務に係る提案額（税抜き）は適正か。 |

（イ）　地域経済の活性化を図るため、次のとおり加点し、加点後の得点を総合得点とする。

　　　　　　　 ａ 市内事業者(市内に本社(本店)を有する者)

　　　　　　　　 合計得点の１０％を加点する。

　　　　　　　 ｂ 準市内事業者(市内に事業所等を有する者)

　　　　　　 合計得点の５％を加点する。

　　　　　　　 ｃ 事業実施に際して、新たに市内居住者の雇用提案を行った事業者

　　　　　　　　 合計得点の５％を加点する。

**11　契約予定者の選定**

審査の結果、総合得点が最も高い事業者(１事業者)を契約予定者として選定する。採点合計点が同点の場合は審査表の各得点を参考に選定委員の合議により契約予定者を決定する。

**12　審査結果の通知**

審査の結果については３月中旬～下旬を目途に文書により通知する。

なお、審査結果に対する異議の申し立ては受けつけない。

**13　提案者の失格**

　　次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

（１）　提出期限までに必要書類の提出がなかった場合

（２）　企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）　プレゼンテーションに欠席(大幅な遅参を含む。）した場合

（４）　応募資格の基準日から契約締結時までの間に応募資格要件を欠く事態が生じた場合

（５）　前各号に定めるもののほか、審査の公平性を害する行為を行うなど業者選定会議が失格であると認めた場合

**14　契約の締結**

（１）　選定された事業者は、結果通知後速やかに契約日を調整し契約締結を行うものとする。

（２）　契約予定者が契約の締結を辞退したとき又は契約締結時までに応募資格要件を欠いていることが判明したときは、次点の事業者を契約予定者とする。

　　　なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退したときは、入札参加停止の措置を受けることがある。

（３）　業務遂行について特段の支障がなく、かつ、この事業の関連予算の減額又は削除がない限り、初年度を含めて３年間、同一事業者と契約の更新を行うことを基本とする。

**15　企画提案等応募書類の取扱い等について**

（１）　提出された企画提案書等応募書類は返却しない。

（２）　選定された事業者の企画提案書等応募書類は事業者名をはじめ、公開の対象になり、選定されなかった事業者のものは原則非公開とするが、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先される。

（３）　この募集の応募に要した事業者の費用負担に対し、本市は一切補償しない。

**16　問い合わせ先**

尼崎市教育委員会事務局　保健体育課

所在地　〒661-0024　尼崎市三反田町１丁目１番１号

尼崎市教育・障害福祉センター３階

電話番号　 ０６－４９５０－５６７７

ＦＡＸ　 ０６－４９５０－５６５８

E-mail ama-gakkohoken@city.amagasaki.hyogo.jp